## ⑥ 委託援助業務

法テラスでは、本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて業務を行うことができる（総合法律支援法第 30 条第２項）。現在は、以下の２つの団体から委託を受けている。

### （１）日弁連委託援助業務

2007 年 10 月１日から、日弁連からの委託による、日弁連委託援助業務を行っている。この業務は、財団法人法律扶助協会が自主事業（国からの補助金を用いない事業）として行っていたもので、総合法律支援法が規定する法テラスによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない対象者に、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う業務である。援助内容及び援助件数の推移は、以下のとおりである。

**資料4-1-2-14　日弁連委託援助業務の概要**

| | 対　象　者 | 援　助　内　容 |
|---|---|---|
| ① | 身体を拘束された刑事被疑者（被疑者国選の対象事件であって勾留状が発せられた被疑者を除く） | 被疑者との接見とアドバイス、警察官等との折衝、被害者との示談交渉その他被疑者段階の刑事弁護活動全般 |
| ② | 家庭裁判所に送致された少年 | 少年との面会とアドバイス、家庭裁判所との折衝、環境調整、被害者との示談交渉その他付添人活動全般 |
| ③ | 犯罪被害者 | 被害届の提出、告訴・告発、検察審査会申立、法廷傍聴付添、少年審判状況説明聴取、修復的司法の一環としての加害者側との対話、刑事手続における和解交渉、犯罪被害者等給付金申請及び報道機関への積極的な対応・折衝その他犯罪被害者支援のために必要な活動 |
| ④ | 難民 | 難民認定申請、申請却下に対する異議申立、難民不認定処分等の取消訴訟等の活動 |
| ⑤ | 人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする外国人 | (1) 在留資格等の入管関係、就籍・帰化等の戸籍・国籍関係、社会保障関係の行政手続の代理等<br>(2) 在留資格がないために、民事法律扶助が利用できない外国人の訴訟代理 |
| ⑥ | 人権救済を必要としている子ども | (1) 児童相談所等との交渉、虐待を行う親との関係調整、離縁訴訟等の支援<br>(2) 触法少年の警察官調査に関する付添人活動<br>(3) 子どもの手続代理人の活動（国選、私選を問わない） |
| ⑦ | 精神障害者 | 退院請求、処遇改善等の行政手続の代理 |
| ⑧ | 医療観察法対象の心神喪失者 | 退院許可申立・処遇改善等の行政手続の代理、国選付添人の医師に対する協力費用 |
| ⑨ | 人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする高齢者・障害者・ホームレス等 | 生活保護申請、生活保護法に基づく審査請求の代理 |

**資料4-1-2-15　日弁連委託援助業務の申込受理件数の推移**

（単位：件）

| 業　務 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①刑事被疑者弁護援助 | 10,713 | 12,025 | 12,556 | 13,235 | 13,407 | 6,789 |
| ②少年保護事件付添援助 | 8,680 | 5,359 | 3,756 | 2,997 | 2,267 | 1,860 |
| ③犯罪被害者法律援助 | 1,107 | 1,305 | 1,319 | 1,444 | 1,470 | 1,625 |
| ④難民法律援助 | 833 | 979 | 820 | 849 | 872 | 599 |
| ⑤外国人法律援助 | 1,644 | 1,772 | 1,280 | 1,343 | 1,700 | 1,514 |
| ⑥子ども法律援助 | 170 | 231 | 242 | 268 | 334 | 408 |
| ⑦精神障害者⑧心神喪失者法律援助 | 717 | 881 | 965 | 1,024 | 1,028 | 1,098 |
| ⑨高齢者等法律援助 | 1,449 | 1,544 | 1,378 | 1,284 | 1,128 | 1,265 |
| 合　　計 | 25,313 | 24,096 | 22,316 | 22,444 | 22,206 | 15,158 |

【注】数値は、法テラスにおける申込受理件数である。

日弁連委託援助業務のうち、刑事被疑者弁護援助及び少年保護事件付添援助事業以外の援助事業の財源は、主に贖罪寄付及び会員からの会費により成り立っている。

**資料4-1-2-16　贖罪寄付実績の推移**

（単位：千円）

| 年　度 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 贖罪寄付実績 | 166,108 | 202,191 | 132,269 | 115,814 | 166,616 | 143,637 |

【注】日弁連では寄付金取扱規則を制定し、日弁連で受理した寄付金（贖罪寄付及び法律援助目的の寄付）については、日弁連の法律援助事業基金と、申出を代理した弁護人の所属弁護士会で 50% ずつ受け入れることとしている。

### （２）中国残留孤児援護基金委託援助業務

2007 年４月１日から、公益財団法人中国残留孤児援護基金（2011 年 10 月に財団法人から公益財団法人へ移行）からの委託による、中国残留孤児援護基金委託援助業務を行っている。この業務は、中国残留邦人等のうち、身元が判明している者が、戸籍に関する手続を行う場合において、弁護士による法的援助を提供する業務である。